

優生保護法訴訟大阪地裁判決に対する声明

本日、大阪地方裁判所第3民事部は、原告らの請求を棄却するとの判決を言い渡した。

仙台地裁、東京地裁の判決に続き、司法による被害回復への期待が大きく裏切られる結果となった。

判決は、優生保護法が子を産み育てるか否かについて意思決定をする自由及び人がその意思に反して身体への侵襲を受けない自由を侵害し、憲法13条に違反して違憲であるとして、仙台地裁判決に続き、優生保護法が憲法13条に違反することを認めた。当然のこととはいえ評価する。

また、判決は、優生保護法が障害者に対する合理的根拠のない差別であり憲法14条に違反すると明確に述べた。優生保護法が障害者差別であることは、母体保護法への改正理由であり、明らかではあったが、裁判所の初めての判断であり積極的に評価する。

しかし、判決は、救済法の立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であったということはできないとして、立法不作為については国賠法上の違法は認められないと判断した。

また、判決は、訴えを起こすことができなかった「原告らの心情は、理解できるもの」としながら、形式的に除斥期間を適用し、「提訴の時点で賠償請求できる権利は消滅している」として原告らの請求を棄却した。

国が原告らに対する人権侵害行為を施策として行ったこと、さらに優生保護法によって「不良な子孫」と認定したことが被害者とその家族を苦しめただけでなく、優生思想を助長する原因となったことに真摯に向き合えば、「心情は理解できる」という口先だけの配慮で、司法としての役割を放棄することはできなかったはずである。人権救済の最後の砦である裁判所の姿勢として大変残念である。

今年、兵庫県在住の原告が亡くなった。優生保護法の被害者は高齢であり、早期に法廷での争いを収束し、被害回復を実現させることが必要である。

弁護団は、引き続き、優生保護法被害者の被害回復のために、そして優生思想を克服し、誰もが等しく個人として尊重される社会を目指し、全力で活動を継続することを決意し、ここに表明する。

2020年11月30日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二
同 西 村 武 彦